

経験者に聞く 弁護士任官

～ 弁護士任官制度20周年を迎えて～

第3回 民事・家事調停官の実状

民事調停官の実態と魅力について

東京地方裁判所民事調停官・会員
大沼 竜也 (65期)

1 はじめに

私が民事調停官としての執務を開始してから間もなく2年が経とうとしていますが、調停官に応募した経緯を簡単に触れつつ、調停官の魅力等について紙面が許す限りお伝えしたいと思います。

2 志望経緯

民事調停官へ応募した2020年12月は、弁護士登録後丸8年が経過しようとしており、何か新しいことにチャレンジしてみたい、と考えていた頃でもありました。

そのような折、東京地方裁判所民事第22部に着任していた、大学の先輩にあたる裁判官から、偶然、調停官についての話がありました。この時点では、正直なところ民事調停自体についてもあまり知見を有していなかったのですが、色々と調べる中で、弁護士業務を継続しつつ中立の立場で事件に関与する調停官の仕事に純粋に興味を持ち、かつ、弁護士業務との関係でも非常に貴重な経験をえられるのではないかと、いった思いを有するようになり、応募するに至りました。

3 調停官の執務を通じて得られる経験や魅力

これまでの約2年間、既に非常に濃い経験をさせて頂いております。担当する事件は、バラエティに富んでおり、普段の弁護士業務で触れたことのない分野の案件も多いのですが、これを利害関係のない立場で、しかも著名な専門家調停委員より基礎知識から丁寧な解説を受けながら見聞する、といった機会を得ることになり、それだけで非常に貴重で贅沢な経験です。

また、当事者双方から提出される多くの書面に、対立当事者ではない立場で日常的に触れることは、普段の弁護士業務からすると異質なもののですが、書面の書き方や書証の提出の仕方如何で、事件の解像度や本質的な部分の見え方等が異なってくる、といった点を改めて強く意識させられます。さらに、執務の最中に、裁判官同士の雑談等に触れる機会が多く、そこで裁判官が事件処理で重視する点や、代理人の訴訟活動が裁判官にどう映っているのか、といった話題に直接接することとなります。裁判官の会話に身近で触れ、対立当事者ではない立場で書面に多く触れる、という経験は、修習生時代に相当程度機会があったはずですが、弁護士業務を取り扱ってきた上で改めてこれらに触れると、非常に得るところが大きいと感じております。

そして、民事調停は「当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決」を目的とし（民事調停法1条）、必ずしも厳格に法律に依拠した判断に縛られる必要はなく、事案によっては、表面的な請求にとらわれずに、本質的な問題点等を解きほぐして、調停委員と協同して解決の方向性を探っていく、といった作業を進めることとなります。これが奏功したときの達成感、は、弁護士業務ではなかなか得難いものがあります。

4 終わりに

調停官の執務を経て得られるものは、人によって様々であると思いますが、非常に充実した日々を送ることができるのは間違いありません。私自身、執務を開始する以前は、民事調停をあまり取り扱っていなかったため不安も大きかったのですが、いざ開始してみると、裁判所の手厚いサポートもあって、事件処理を十分進めることができているので、会員の皆様もぜひ、機会があれば調停官に手を挙げてみてください。

家事調停官を経験して

東京家庭裁判所家事調停官・会員
曾我 裕介 (59期)

1 応募動機

私は、2022年10月から、東京家裁家事第4部で家事調停官として執務しています。

2006年の弁護士登録以降、都市型公設事務所（東京パブリック法律事務所）と法テラス法律事務所（法テラス函館法律事務所）に長く在籍し、その間に家事事件を多く経験してきました。そして、弁護士登録から15年という節目を迎えたときに、何か新しいチャレンジをと考え、これまでの代理人としての経験を活かすことができそうな家事調停官に応募した次第です。

2 家事調停官の執務内容

家事調停官の執務は週1日で、私の場合は毎週月曜日が定例執務日になっています。

1日に担当する事件数は、日によってばらつきがありますが、平均すると午前・午後各3、4件程度です。現在の手持事件数は50件程になっています。今のところ、配点される事件は夫婦関係調整、婚姻費用分担、面会交流、遺留分が中心で、非定型な親族間紛争調整も一定数あります。担当裁判官とは、これから事件の種類を増やしていこうという話をしているところです。なお、東京家裁では、遺産分割事件は専門部である家事第5部に配点されるため、遺産分割事件の担当はありません。

執務時間は9：30から17：00で、調停委員との評議や期日立会いの合間に、裁判官室で、翌週の事件の記録検討や、調停委員への連絡メモ・調停条項案の作成、終了した事件の調書の決裁などを行っています。

家事調停官は審判手続には関与しませんが、調停手続内で、合意に相当する審判（277条審判）と調停に代わる審判（284条審判）を行うことはできるため、その起案をすることもあります。

定時に退庁できることが大半ですが、期日が長引いて多少遅れることもあります。また、戸籍届出期間などの関係で、調書の決裁を早急に行う必要がある場合には、定例執務日以外の日に登庁することもあります。

3 家事調停官としての取組み

本稿を執筆しているのは家事調停官になって9か月の時点です。週1回の執務ということもあり、まだまだ駆け出しの感覚で、過誤をしないことに細心の注意を払っているような状態ですが、代理人としての経験を活かすという志望動機を少しでも実現できるよう、自分なりの取組みもしています。

幾つか例を挙げますと、調停委員会案を提示する際には、自分の依頼者ならどのようなアプローチであれば受け入れてくれるだろうかと考えるようにしており、不成立にするか続行にするか悩むときには、事件の落としどころを最もよく理解しているのは代理人のほうであると信頼し、積極的に代理人の意見を伺うようにしています。また、およそ法的請求とは言い難く、当事者の求める決着が困難な事案でも、ただ法的結論を告げて不成立にするのではなく、法律相談のように、ご本人が眼前の問題を消化するきっかけをわずかでも見つけてくれることを願って、直接お話する機会を持つよう努めています。

取組みがうまくいかないことも間々ありますが、このような裁量を与えられていることでとてもやりがいを感じられており、弁護士業務への負担を超える得難い経験をさせていただいていると思っています。